

全塾協議会 所属団体主催行事に於ける団体処分規則

前文

本規則は、全塾協議会規約に基づいて、制定する。各種定義及び名称は、当然に全塾協議会規約に準ずる。

第1章 総則

第1条（目的）

本規則は、全塾協議会の所属団体等が主催する行事にて、極めて悪質な行為をした団体が存在した際に、各種行事への参加を制限することにより、適切かつ平等な自治活動を促進することを目的とする。

第2章 指定制限団体

第2条（指定制限団体制度の設置）

- ① 全塾協議会は、団体並びに有志の集団（以下、特定の団体）を指定制限団体に認定する制度を設ける。
- ② 指定制限団体は、全塾協議会の所属団体等が主催する行事に原則参加不可とする。

第3条（指定制限団体の認定）

指定制限団体の認定方法は下記の通りとする。

- 一 特定の団体が、所属団体等が主催する行事において極めて悪質な行為を行なったと主催者が判断した場合、主催者は塾生代表に指定制限団体として認定することを要請することができる。
- 二 前項の要請に対し、塾生代表が適切と判断した場合、全塾協議会は当該団体を指定制限団体に認定する。
- 三 塾生代表が、指定制限団体から当該団体を外すと判断した場合、全塾協議会は当該団体の指定制限団体の認定を削除する。

第4条（不服申立て）

- ① 指定制限団体に認定された団体は、不服がある場合、当該団体は塾生代表に不服申立てをすることができる。
- ② 不服申立てを行う団体は、塾生代表に対して再審査を行うべき事由を書面にて提示しなければならない。

③ 不服申し立てがあった場合、塾生代表は議会に諮らなければならない。

第5条（指定制限団体一覧の公開）

- ① 全塾協議会は、指定制限団体の一覧を公開する。
- ② 全塾協議会は、第3条に基づき認定された指定制限団体を即時一覧に追加する。

起草者 2023 年度慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 山田健太

以上の全塾協議会 所属団体主催行事に於ける団体処分規則を決議する。

2023 年 6 月 17 日

慶應義塾大学 全塾協議会

議長 三河 創太

（慶應義塾大学 全塾ゼミナール委員会 委員長）

議員 後藤 美汐

（慶應義塾大学 文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長）

議員 藤村 悠哉

（慶應義塾大学 四谷自治会 会長）

議員 荒井 大輔

（慶應義塾大学 芝学友会 代表）

議員 田村秀章

（慶應義塾大学 体育会本部 主幹）

以上の全塾協議会規約改正決議を承認する。

慶應義塾大学 全塾協議会

塾生代表 山田健太